

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南あわじ市の総人口は、1980（昭和 55）年から 15 年間は緩やかな減少となっているが、1995（平成 7）年以降は減少幅が大きくなり 2015（平成 27）年は、1980（昭和 55）年より 18.8%も減少している。

また、人口構成比の推移では、年少人口、生産年齢人口は年々減少している一方で老人人口は年々増加しており、一貫して少子高齢化が進行している。

南あわじ市の産業は、全国傾向と同じく第一産業が縮小しており、加えて第二次産業である瓦等の地場産業についても生産額、就業人口ともに減少している。第三次産業は全体では売上金額が増えているものの、商品販売額は減少している。

また、深刻な少子高齢化により、生産年齢人口が減少し、従属人口が増加していくと労働力不足や、働き方改革への対応により厳しい事業環境を乗り越えていかなくてはなりません。その中でも老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図る必要があります。

(2) 目標

2000（平成 12）年以降、従業員数・事業数ともに減少傾向にある中、厳しい環境の中で意欲的に投資を図ろうとする中小企業を支援することとし、これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上すること。

2 先端設備等の種類

南あわじ市は、古くから自然的経済的社会的条件からみて一体性を有し、豊富な農水産物を背景とした第一次産業から淡路瓦・食料品・電池部品等の製造業を中心とする第二次産業、商業や観光産業などの第三次産業まで広範囲にわたる産業基盤があるため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、本計画の目的が先端設備等の導入を促すことで南あわじ市自体の生産性の向上、労働者の作業効率向上と省力化、さらには雇用の活性化につなげることであることから、太陽光発電関連設備については、自社の主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の設備（全量売電であって、土地に自立して設置するものなど）については対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業が区域一体に広く立地しているため、南あわじ市全域を対象地域とす

る。

(2) 対象業種・事業

南あわじ市の現状は、卸売業、小売業の業者数が最も多く、次いで製造業、建設業となっており多岐にわたっている。業種については、全ての業種とし、事業については、全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人的削減を目的とした取組を計画認定の対象としない。
- ②設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないよう雇用の安定に配慮するものとする。
- ③南あわじ市暴力団排除条例(平成25年南あわじ市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ④市税を滞納していないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。